

医療法人化による節税のすすめ

医療法人化には様々なメリットがあります。
これを機に、貴院の医療法人化を検討されてはいかがでしょうか？

長公認会計士事務所

福岡市中央区天神3-4-5 ピエトロビル6階
TEL:092-731-4640 FAX:092-731-4628
URL:<http://www.chou-acctg.com/>

目次

Part1 医療法人化のメリット

01	低い法人税率を活用できます	3
02	生命保険が活用できます	4
03	出張日当の支給が可能です	5
04	消費税の免税の可能性があります	6
05	欠損金の活用の幅が広がります	7
06	退職金の支給が可能となります	8
07	事業継承に役立ちます	9
08	相続税対策にも有効です	10
09	事業拡大が可能となります	11
10	その他のメリット	12

Part2 医療法人化のデメリット

11	各種手続きが煩雑化します	13
12	社会保険の強制加入となります	14
13	均等割(7万円程度)という税金が発生します	15

01 低い法人税率を活用できます



利益800万円までは15%と、低い法人税率を活用でき、また、先生の給与には給与所得控除も使えます。

・例えば、現在の利益(所得)が30,000千円である場合

個人事業の場合	医療法人化した場合							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 619 692 1011" rowspan="2"> 医業収入 65,000千円 </td> <td data-bbox="692 619 1043 804"> 必要経費 35,000千円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="692 804 1043 1011"> 先生の利益 (事業所得) 30,000千円 </td> </tr> </table>	医業収入 65,000千円	必要経費 35,000千円	先生の利益 (事業所得) 30,000千円	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1249 619 1610 1011" rowspan="3"> 医業収入 65,000千円 </td> <td data-bbox="1610 619 1962 804"> 必要経費 35,000千円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1610 804 1962 908"> 先生の給与 15,000千円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1610 908 1962 1011"> 法人の利益 15,000千円 </td> </tr> </table>	医業収入 65,000千円	必要経費 35,000千円	先生の給与 15,000千円	法人の利益 15,000千円
医業収入 65,000千円		必要経費 35,000千円						
	先生の利益 (事業所得) 30,000千円							
医業収入 65,000千円	必要経費 35,000千円							
	先生の給与 15,000千円							
	法人の利益 15,000千円							
・単純税金比較(事業税・その他控除は簡便的に除外)	・単純税金比較(事業税・その他控除は簡便的に除外)							
所得税及び住民税=12,200千円	所得税住民税及び法人税=7,255千円							

Point

単純税金比較では、年間約500万円も節税となります。

上記例では、先生給与と法人利益を簡便的に半々にして計算しましたが、割合は自由に変更できます。またご家族の理事報酬も設定しますと、更なる節税も可能となります。

02 生命保険が活用できます



医療法人が生命保険の契約者となることで、支払保険料の全部又は一部を経費とすることができます。

個人事業の場合	医療法人の場合
<p>生命保険料控除が適用されます。 最高で12万円が控除されます。</p>	<p>法人を契約者とした場合の一例として</p> <ul style="list-style-type: none">* 定期保険・がん保険 支払った保険料の1/2が経費として認められます。* 医療保険 支払った保険料の全額が経費として認められるものもあります。

Point

個人事業の場合、数百万円の保険料を支払ったとしても、最大で12万円までしか経費（所得控除）となりませんが、医療法人で契約した場合は上記のとおり経費が増え、大幅な節税となります。

03 出張日当の支給が可能です

法人の場合、就業規則の規定があれば、出張費に加えて、日当を支給することができます。



・学会等、宿泊を伴う出張があった場合

個人事業の場合	医療法人の場合
交通費・宿泊費のみ経費として認められます。	交通費・宿泊費に加えて、就業規則の定めがあれば、出張日当を受け取ることができ、支給した日当を経費とすることができます。

Point

日当の支給は、交通費処理となるため、計上できる費用が多くなることで節税となります。さらに受け取る日当は、給与として支払われるものではないため、給与課税の対象から除外されます。

04 消費税の免除の可能性がります



法人の設立の第1期目、第2期目においては、消費税の課税が免除されるという規定があります。

消費税上の売上高(課税売上高)が1,000万円を超えると、消費税の課税事業者となります。

保険診療収入は課税売上高とはなりませんが、自由診療収入等は課税売上に該当するものが多いため、場合によっては、消費税の納付が必要になることもあります。

※ただし、この規定を適用できるのは、新設法人の資本金(基金は除外)が1,000万円未満の場合のみです。

また、第2期目においては、前事業年度の上半期の課税売上高及び給与支給額が、いずれ1,000万円を超える場合には、免税事業者には該当しないこととなります。

Point

決算月の設定によっては**最長で2年間免税事業者**の恩恵を受けることができます。
自由診療などの診療比率が高く課税事業者となっている場合には、免税事業者になることで消費税の免税分が節税となります。

05 欠損金の活用の幅が広がります

事業が赤字となってしまった場合でも、減価償却の計上方法や、繰越欠損金の制度などは、法人の方が有利といえます。



	個人事業の場合	医療法人の場合
減価償却	毎期償却が強制されます。	任意で調整が可能です。
繰越欠損金	3年間の繰り越しが可能です。	9年間の繰り越しが可能です。

Point

個人事業の場合、減価償却が強制されるうえ欠損金の繰越期間が短いですが、法人の場合は、繰越期間が長いうえに、減価償却を行うかは任意であるため、欠損金が相殺できる期間が大幅に有利といえます。

06 退職金の支給が可能になります

支払った退職金は法人の経費として認められ、さらに、退職金に係る所得税は大幅に優遇されています。



	個人事業の場合	医療法人の場合
事業主／理事長への退職金の支給	できません	支給可能で経費にもなります

【退職金支給の効果】（支給例）勤続年数30年で、退職金3,000万円の場合

- ・退職金3,000万円を法人の経費とできるため、法人税の大幅な節税となります。
- ・所得税住民税は約180万円ですので、約2,800万円の手取額で老後資金に活用できます。
- ・一定の要件を満たせば、3,000万円以上の退職金の支給も可能です。

Point

退職金として受け取ることにより、退職後の老後資金を確保できます。
多額の退職金が法人の経費となることで、法人税の大幅な節税が可能となります。

07 事業継承に役立ちます

事業用財産を法人所有とすることで、相続・事業承継を容易にすることができます。



	個人事業の場合	医療法人の場合
代表者が死亡した場合	個人クリニックは廃業 (医療用資産も相続財産)	医療法人の代表者を変更 (代表者個人資産が相続財産)

Point

個人クリニックは代表者が死亡した時点で廃業ですが、医療法人の場合は代表者を変更することでクリニックの経営を継続することが可能です。またクリニック経営に必要な資産を医療法人の所有としておくことで、相続財産として各相続人に分散されることもなくなります。また、医療法人の持分は相続財産とはなりませんので、相続税の節税に有効となります。(相続税の節税の詳細は次ページに記載)

08 相続税対策にも有効です

平成19年4月以降に設立する医療法人は、全て出資持分無しの医療法人(基金拠出型医療法人)とされた為、医療法人の内部留保に対して相続税が課税されないこととなりました。



医療法人(出資持分あり)

医療法人の内部留保が高まると、それに伴い出資持分の評価額が増大し、多額の相続税が発生する可能性があります。

・安心して利益を確保することができない

基金拠出型医療法人

医療法人の内部留保が増加しても、基金の評価額が増大することはない、当初拠出した基金のみが相続財産となります。

・安心して利益を確保することができる

Point

個人クリニックの場合、先生所有の財産の全てが相続税の課税の対象となるため、多額の相続税が発生しお子様にほとんど財産を残してあげることができない可能性があります。そこで、お子様が医師又は医師志望の場合には、相続税が課税されない医療法人に財産を蓄積し、医療法人の次の代表者をお子様にする事で、潤沢な医療法人の財産を無税で相続させることが可能となります。

09 事業拡大が可能となります

医療法人化すれば、介護事業への参入・分院開設などが可能になります。



分院の開設

医療法の規定により、分院の設置は法人のみが可能であり、2か所以上の経営を行うには、医療法人化が必要となります。

介護保険事業

介護保険法等の規定により、介護事業を行うためには法人格の取得が必要となります。

Point

医師を雇用して初代クリニックの経営を任せ、先生は2件目のクリニック開設に着手することが可能となります。

住宅型有料老人ホーム等の開設や、デイサービス施設等の開設が可能となります。

10 その他のメリット

決算月の変更、社会的信用力アップ、社会保険診療報酬の源泉徴収等の点でのメリットがあります。



決算月の自由な 変更

個人事業の場合は、必ず12月決算となります。
医療法人の場合には、事業年度を自由に変更することができるため、忙しい時期を避けて決算月とすることが可能です。

社会的信用力 アップ

個人事業では、経営と個人家計が混在しがちですが、医療法人化で個人との区分を明確にすることで、医業利益を確実に把握でき安定した経営が可能となります。

社会保険診療報酬 の源泉徴収

個人事業の場合、社保からの保険入金につき一定額が社保源泉として控除されますが、医療法人の場合は社保源泉がないため、その分の資金を有効活用できます。

11 各種の手続きが増加します

設立手続きの他に、設立後においても、県への決算報告・資産総額変更登記、隔年の役員変更登記などが必要になってきます。

決算ごとの届出

決算期ごとに社員総会を開き、決算後3ヶ月以内に事業報告書、財産目録等を県に提出する必要があります。

・一般的には会計事務所が代行します

役員変更登記

医療法人の役員の任期は2年間で、任期満了ごとに登記をする必要があります。変更登記において再任することは問題ありません。

・一般的には司法書士が代行します

Point

医療法の規定により、理事長・役員の任期は最長で2年と定められており、法務局にて変更登記が必要となります。

また、医療法人には非営利性が求められるため、医療法人の運営の健全化の確保の観点から県に事業報告書等の提出が必要になります。

12 従業員が社会保険に強制加入となります

法人の場合は、従業員数に関わりなく、社会保険に強制加入となるため、社会保険料の負担が増加します。

個人事業の場合	法人の場合
従業員が5人未満の場合、社会保険への加入は任意となっています。	強制加入のため、社会保険料の法人負担が発生します。ただし、医師国保・歯科医師国保の継続は可能です。

Point

社会保険は労使折半のため、事業所が拠出する部分が負担増となります。一方で、親族従業員分も当然に負担することを考えれば、国民年金よりも手厚い厚生年金に加入したほうがメリットがあるともいえます。また、負担した社会保険料は経費となりますので、法人税の節税にもなります。

13 均等割という税金が発生します

7万円程度の均等割という税金が発生します。
65万円の青色申告控除がなくなります。

個人事業の場合	法人の場合
利益がゼロであれば、税負担もありません。 (地方税の均等割は除きます。)	利益がゼロ、または赤字になった場合でも、県民税と市民税の均等割の負担が必要です。 ※均等割は資本金、従業員数等によって金額が異なりますが、ほとんど8万円程度となります。

14 所長略歴

長 伸幸 (ちょう のぶゆき)

昭和28年9月生

昭和54年9月 公認会計士登録 (登録番号6407)

昭和61年10月 税理士登録 (登録番号60260)

■主な関与先

聖マリア病院(社会医療法人雪の聖母会)

新古賀病院 (社会医療法人天神会) 等多数

■略歴

昭和51年3月 一橋大学商学部卒業

昭和51年4月 米国5大会計事務所の一つ『アーサー・アンダーセン
会計事務所』の東京事務所に勤務
(後に、英和監査法人と名称変更)

昭和54年9月 公認会計士登録

昭和61年8月 独立し、長公認会計士事務所を開設

平成元年5月 コンサルティング業務の
株式会社財産マネジメントを設立

現在に至る



■著書

優和公認会計士共同事務所メンバーとの共著

『わかりやすい同族会社の税金対策』(中央経済社)

『わかりやすい消費税の経営対策』(中央経済社)

『Tax & Law不動産有効活用の実務と対策』(第一法規)

『新会社法の活用ポイント』(中央経済社)

『Q&Aこれからのクリニック経営と税務問題』(中央経済社)

『相続・贈与対策と税務マニュアル』(中央経済社)

『決算書で儲かる本』(明日香出版社)